

## NPO法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ 内部通報規程

### (目的)

第1条 この規程は、NPO法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ（以下「法人」という。）における、法令又は法人の規程・内規等に違反する不正行為（以下「法令違反等行為」という。）の早期発見及びその是正措置並びに内部通報者の保護を図るために必要な事項を定めることにより、法人の健全な運営に資することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、法人の役員及び職員、ボランティア（以下「役職員等」という。）に対して適用し、これらの者を次条に定める内部通報を行う者（以下「内部通報者という。」）とする。

### (定義)

第3条 この規程に定める「内部通報」とは、法人の事業活動に関して、次に掲げる法令違反等行為が生じている又は生じる可能性がある場合に、これをこの法人に通報又は相談（以下「通報等」という。）することをいう。

- (1) 法令又は法人の定款、規程・内規等に違反する行為
- (2) 前条に定める者その他法人の利害関係者の安全又は健康に対して危険を及ぼすおそれのある行為
- (3) 法人の名誉又は社会的信用を侵害し又は低下させるおそれのある行為
- (4) その他法人、前条に定める者又は法人の利害関係者に重大な損害を生じさせるおそれのある行為

### (通報等の方法)

第4条 法人の役職員等は、次に定める内部通報窓口に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。各内部通報窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、別途第2条で定める役職員等に通知する。

- (1) 代表理事
- (2) 監事

### (不利益処分等の禁止)

第5条 法人の役職員等は、内部通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。